

第12回西和賀町議会定例会

令和6年12月12日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第12回西和賀町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

昨日に続いて、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

それでは、決定しております登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順4番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問から入ります。今後の保育所・小中学校のあり方についてであります。保育所、小中学校、それぞれのあり方検討委員会からの答申が出そろい、地域説明会、保護者説明会も

行われたと思います。その後も検討が進められていると思いますが、これまで説明してきた保育所、小中学校のあり方について、町の方針に変更はありませんか。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。現時点での町の考え方についてお答えいたします。

地域説明会、保護者説明会を終え、両あり方検討委員会の報告書の内容を尊重する町の考えに変更はありません。今後、保護者へ学校に関するアンケートを実施することとしており、このアンケート結果等を踏まえた上で、年度内に町として決定した方向性を広報やホームページ等で示していきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、保育所は統合して、湯田、沢内各1か所に整備する方向ということで変わりはありますか。

議長 学務課長。

学務課長 現時点の考え方としては、湯田地区、沢内地区、1施設ずつという考えであります。

議長 普本歌織君。

3番 保育所あり方検討委員会の答申の中に、統合する場合の条件として、送迎支援の希望があったと思いますが、その検討は進んでいますか。

議長 学務課長。

学務課長 説明会において、やはり保護者のほう

から意見等があった部分、送迎の手だてを考えてほしいという部分は、各会場でもあったと認識しております。そういった部分、これから1か所ずつという方向性で固まって、来年度場所の部分にも入っていくのですけれども、そういった部分を踏まえて、具体的なところは令和7年度以降の協議になっていくかと思います。

議長 普本歌織君。

3番 では、引き続きその検討を進めていただきたいことと、それから休日保育、ゼロ歳児保育も希望があったと思いますが、その検討の状況についてお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 今というか、現時点のあり方というところで、施設の1か所、湯田、沢内1か所ずつという考え方の部分がまとまれば、その具体的なサービス内容の部分に入っていけると思います。その部分につきましては、職員体制等も含めまして、いろいろこれからの協議になっていきますけれども、そういった保育サービスの充実面は考えていかなければならない部分だと思っておりますので、引き続き検討していきたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 今職員体制のことも出ましたけれども、保育所を統合するとなると、保育士皆さんの勤務の問題が出てきます。保育士の数は減らさず、希望する方全員に勤めていただける見通しであるかどうか、今の段階の状況をお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 職員体制の今後のところにつきましては、職員数によってやれる保育サービス等の選択というか、そういった部分も出てくると思いますので、現時点でここまでやれるという部分は示すことはできませんけれども、1つになることによって職員体制は充実できると思っておりますので、職員体制の部分は、皆さんとこれからも協議しながら努めていきたいというふうに

考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 では次に、施設については保育所、小学校、中学校、学童保育、それぞれの施設にするのか、また一体化した施設にするのかの検討をしているかどうか、お知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 施設検討についてお答えいたします。

小中一貫教育を進める上では、小学校、中学校の施設は一体化したほうが望ましいと考えられますが、施設等の具体的な検討は、今年度方向性を決定した後の令和7年度以降を予定しております。現時点では、他市町村の事例等を含めまして、あくまでも担当課レベルでの事前準備としての資料収集や意見交換等を行っている段階にあります。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。

保護者説明会は、湯田と沢内、2会場で行われました。その際、どのような意見が出ましたか。また、多数の保護者の意見を聴取する必要があると考えますが、十分意見を聴取できたと考えているかどうかについてお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 唐仁原議員さんへの答弁と重なる部分はありますが、保護者説明会の意見についてお答えいたします。

説明会で出された主な質問、意見ですが、保育所のあり方では、統合した場合、児童送迎の支援を検討してほしい、新施設完成前の体制統合の必要はあるのか、既存園舎の活用について検討しているか、統合準備の進め方はどのように考えているか、私立・公立の統一はなどが挙げられます。

学校のあり方では、将来の目指したい教育ビジョンの説明を聞くことができ、よかった、小中一貫のメリットを教えてほしい、湯田地区は小中学校の距離があるが、連携はどうするのか、学校図書室の活用など地域交流施設としての視

点も入れてほしい、部活動は今後どのようなようになっていくのかなどが挙げられます。

町の考えとして、両方検討委員会報告を尊重したい内容を説明させていただきましたが、この考えに対して否定的なご意見はなかったと捉えております。全体的に統合を進めるに当たっての方法や、聞きたいことの質問であったと感じています。

また、十分意見を聴取できたと考えているかとの質問であります。8月以降、地域説明会、保護者説明会、保育士説明会等を重ねてきておりますし、これから保護者アンケートも実施する予定です。意見聴取した上で、今後の教育環境づくりを進めることができていると認識しております。

議長 普本歌織君。

3番 では、今後どのように保育所、小中学校の保護者への情報提供や意見の聴取を行う予定かということをお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 今後の保護者への情報提供や意見聴取についてお答えいたします。

意見聴取については、これから保護者アンケートを実施する予定にしております。情報提供等については、進捗状況のタイミング等を判断した上での対応になろうかと思います。令和7年度以降は、建設場所、施設内容等の具体的な検討が見込まれますので、周知は大事であると認識しています。

議長 普本歌織君。

3番 今課長がおっしゃったように、周知していくということは本当に大事なことだと思います。私も湯田、沢内の両方の保護者説明会に出させていただきました。出席された保護者の皆さん、方向性にはもしかして異論がないのかもしれない私も思いました。

しかし、今後大きく教育環境が変わるという段階で、多くの町民が参加し、期待を持てるようにすることが大事なのではないかなというふ

うにも思っています。

さらに言うと、アンケートで意見聴取することでも大事だとは思いますが、自分がその場に行って意見を出したとか、話合いに参加したという思いを町民が持てるということにすることが、この計画を進めていく上でも大事だと思いますし、社会教育としても重要なことではないかと思うのですが、いかがですか。

議長 教育長。

教育長 おはようございます。今日もどうぞよろしく願いいたします。

意見聴取に関わってですが、先ほど学務課長のほうからアンケートということもありました。今年も対面で何回かさせていただきましたが、やっぱり出席者の数は思った以上に伸びなかった。これは、周知の課題もあるかと思います。そういう意味でも、今学務課長が言ったアンケートについては、誰でも参加しやすい状況で情報収集できることだと考えて、今そういう計画を練っているところです。

今後、令和7年度に関わりましては、先ほども言いましたが、併せて教育内容についても皆さんと意見交換ができるようにしていきたいと考えております。

以上になります。よろしくお願いします。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、教育施設整備場所について伺います。どのように検討を進める予定かお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 教育施設整備場所の検討の進め方についてお答えいたします。

今後のスケジュール案として、令和7年度に沢内地区については学校施設整備場所の検討を見込んでいます。その際は、あり方検討委員会と同様に保護者や地域、学校、保育所等の代表者で組織する整備場所について検討する委員会を設けて、協議してまいりたいと考えています。その報告を受けた形で、沢内地区での説明会開

催等を行い、意見交換を行う流れを想定しています。

議長 普本歌織君。

3 番 整備場所についても、どこに建設するかによって、利用する児童や家庭に対して必要になってくる支援も変わってきますし、そういった要望を酌みながら検討を進める必要があると考えますが、いかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった意見の求め方も含めまして、代表者等で組織する委員会のほうでも意見を聞きながら、どういうふうに持っていけばいいかを協議していきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 次に、小中学校の教育内容についてお聞きします。

保護者説明会の中で教育長より、少人数指導のよさを生かし、一人一人を大切にし、子供たちが自ら育とうとする力を支援する教育をこれまで以上に進めていくという考えが示されました。議会の行政視察で訪問しました福島県大熊町の小中一貫校である義務教育学校、学び舎ゆめの森では、一人一人の興味関心を大切に学習者主体の教育が行われていました。ここを実際に見ることによって、ここでの子供たちの生き生きと学ぶ姿に、その大切さを実感した次第です。今まで以上に一人一人のペース、興味関心に合わせた学習ができる教育環境、これが町の教育目標の達成には必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 少人数指導のよさを生かした教育環境づくりについてお答えしたいと思います。

文部科学省は学習指導要領に、全国の学校で一定水準の教育を受けられるということで、教育課程を記載しております。基本的には、それに基づき授業を組み立てて授業を行っているわけですが、併せて町内の各学校では、児童生徒の学習状況と成長などを把握しながら指導の改

善を図り、特色ある学習を進めているところです。

少人数指導のよさは、何よりも先生と児童生徒が学びについて十分時間を確保できることだと考えております。そのことによって、議員のおっしゃった一人一人の子供たちの持っている能力や興味関心が引き出しやすくなり、そこから発展した学習等も考えられると思いますが、充実した学習が行われると考えております。

今後ともこれらのことを踏まえながら、町教委と先生方とで学習課程の工夫を行い、様々な活動を通して引き出せた児童生徒の一人一人の興味関心に寄り添い、よりよい学びを追求するとともに、コミュニティ・スクール等を活用しまして地域の方々をはじめ、関係する多くの方々の協力を得ながら、児童一人一人が分かる、できる喜びの得られる学びができるように努めていきたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 今回の教育長のお話の中に、先生方ですとか地域の方々と協力しながら、連携しながらというところが出ていましたが、今の段階でその具体的な連携の取り方などは、考えておいでのことありますか。

議長 教育長。

教育長 連携の仕方につきましては、先ほど1つだけはまずコミュニティ・スクールということで、これについては学校運営協議会制度ということで、校長が考える、学校が考える教育方針について、地域住民や保護者の方々が意見をする場面があります。そういうところで、それぞれの方々が持っている教育に対する知見を出していただきながら、その中でいろいろな意見交流をしていていただきたいなと思うとともに、私たちもそこに合わせて資料づくりなどをしながら、討議しやすいように検討してまいりたいなというふうに思っているところです。

ほかにも、まだこれは腹案になっているわけですが、各学校で年度当初行われている

保護者説明会だとか、そういう場面においても、可能な限り町の方針やこれからの進捗状況など、これから進めていく手だてなどを伝えていきながら、一緒に考えるような状況をつくっていく必要があるなというふうに考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 どういった教育をしようとするかによって、どのような施設を整備するかということも変わってくると考えます。一体に検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 議員さんたちがこの間、行政視察ということで読ませていただきました、全員の方々の分を。その中にも様々な意見がありますし、議員さん方の中にもいろんな視点で考えていらっしゃることをよくよく知ることができて、大変いい資料を頂いたなというふうに思っているところです。

それらも含めて、こういう情報も含めて学び方、やはり中心になるのは、どんな学びをしていくかということが一番大事になり、それに合わせた施設であり、また施設にインパクトがあることにより、さらにいろんな教育が展開されてくるだろうし、移住を考えている方、または学びの変更を考えている方にとってもインパクトのあるものだというふうに思っております。いろいろ財政面のことも心配されている方々もいらっしゃると思いますので、そこをどのように折り合いつけながら進めていくかというのがすごく大事なことになっていくと思いますので、皆様のご意見もまたいただきながら検討させていただくということで進めていきたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。

保健センター建設に伴う産後ケア事業について伺います。9月議会の私の一般質問への答弁の中で、新しく整備する計画である保健センタ

一の機能の一つとして、産後ケア機能を考えているということでした。町内の出産経験者から、産後の休息や回復のための場や事業を望む声が届いています。このことについて質問いたします。

現在、町で行われている産後ケアには、どのようなものがありますでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。町で実施している産後ケアについてお答えします。

現在町では、助産師と保健師と一緒に居宅に訪問し、育児相談等を行うアウトリーチ型の産後ケアを実施しております。悪天候などにより居宅に訪問できない場合でも、オンラインにて相談できる体制を整備しております。

議長 普本歌織君。

3 番 9月議会の答弁の中では、新しく整備する予定の保健センター内に産後の母親の休憩スペースを検討しているとのことでした。このことについて、町内の出産経験者や子育て中の皆さんからは、期待の声とともに様々なアイデアも出されています。例えば保健センター内に十分スペースを取ることができればいいのですが、難しい場合はベッドや食事の提供を、西和賀さわうち病院や町内の旅館などと連携して事業を行うこともできるのではないかというアイデアも出されています。いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センター建設に伴う産後ケア事業についてお答えします。

保健センター内の一部にデイサービス、日帰り型の産後ケアを提供するスペースを確保し、産後の体を休めてもらう事業を行いたいと考えておりますが、具体的な内容についてはまだ決まっておりません。他市町村では、医療機関や旅館を使用して産後ケア事業を実施している事例を聞いたことがあります。町としては今のところその方向での検討はしておりません。

議長 普本歌織君。

3 番 産後のお母さんは、心身ともにいろいろなトラブルを抱えがちであります。利用者の状態によっては、助産師や医療との連携が必要になると考えますが、検討されているでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 助産師や医療との連携についてお答えします。

現在、アウトリーチ型の産後ケア事業を実施しており、助産師については北上市に在住の方に来ていただいております。助産師とは、同行訪問の前後に必要な連絡をしており、母親から依頼を受けて再度訪問し、母親のケアをする場合もあります。また、母親や新生児について、産前産後で気になる様子があり、特にケアが必要な場合、お産をした医療機関の助産師から書面や電話にて連絡をいただいております。

医療機関での産後 1 か月健診前に家庭訪問しておりますので、家庭訪問の後、在宅での様子を検診受診前に連絡をし、医療機関で対応いただくこともあります。医療機関から連絡がない場合でも、産後の家庭訪問などで心配なことがある場合、保健師のほうから医療機関へ連絡することもあります。

以上のことから、既に助産師や医療機関との連携は取れているものと認識しております。

議長 普本歌織君。

3 番 新しく事業を行う場合にも、引き続きそのようなことが行われるといいなと思います。

それから、これも町内の出産経験者や子育て中の皆さんからのアイデアなのですが、産後ケアメニューとしてアロママッサージ、カウンセリング、ヨガなどについては、町内でそういったことを行うことができる人材がいらっしゃいます。そのような方たちと連携することもあると思いますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 産後メニューについてお答えします。

産後ケアの具体的な事業内容については、ま

だ決まっておりますが、国が示しております産後ケア事業のガイドラインにのっとり、母親の保健指導や栄養指導、母親の心理ケア、適切な授乳ができるためのケア、育児の手技ということで、例えば抱き方や寝かしつけなどの具体的な指導や相談を検討しており、助産師や保健師などが中心となって事業展開していくものと考えております。

いただいたご意見については、オプションとしてのサービスに当たると考えられますので、今後いただいたご意見などを参考にしながら検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3 番 この意見も含めて検討して下さるということで、そのように進めていただきたいと思います。

産後ケアの対象者をどのように考えているかお知らせください。特に里帰り出産の方を対象に含めることはできますでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 産後ケアの対象者についてお答えします。

現在実施しておりますアウトリーチ型の産後ケアにつきましては、居住先の市町村から連絡をいただいた里帰り出産の方に対して既に対応しておりますので、デイサービス、日帰り型の産後ケアを検討するに当たり、里帰り出産の方も対象に含めていく予定です。

議長 普本歌織君。

3 番 こういった産後ケア事業の内容などについて、町内の子育て中の皆さんや子育て経験者の皆さんなど、真剣に考えてくださっている方たちがいらっしゃいますので、これを取り入れない手はないと思っています。町民の意見を取り入れる予定はありますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 産後ケア事業の内容などに対する町民からの意見につきましては、母子手帳アプリ、にしがっこなびにアンケート機能がつい

ておりますので、そちらのアンケート機能を活用しながら検討してまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。

小規模農家への支援についてです。町の農業施策として、農地の集約、法人経営体や集落営農組合等への支援が進められていると思います。今国の農政が非常に厳しい中、農業に取り組まれている皆さんは、西和賀の農地となりわいを守るために、法人の皆さんも、個人で営農されている皆さんも懸命に取り組まれている、このことにはまずもって敬意を表すものです。

私の農政に関する質問は、小規模農家への支援について伺いたいと思います。法人経営体または集落営農組合と個人経営体の割合に従事者と農地面積の面から伺います。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。では、お答えをしたいと思います。

法人経営体または集落営農と個人経営体の割合に従事者と農地面積についてお答えをしたいと思います。現在、西和賀町農業再生協議会で把握している数字になりますけれども、11月末時点で水田を所有している個人が1,028名ほどになります。うち個人農業者が416名、集落営農組合が11組織、法人11組織となっております。

また、面積については、個人の総面積が1,571ヘクタール、集落営農組合で集積し管理している農地が90ヘクタール、法人で集積し管理している農地が446ヘクタールとなっております。

以上です。

議長 従事者数言っていない。

農林課長。

農林課長 すみません、従事者数についてですけども、ちょっと今手元にないですので、後でお答えをさせていただきたいと思います。

(何事かの声)

議長 農林課長。

農林課長 大変申し訳ございません。ちょっと訂正させていただきたいと思います。

私先ほどご説明した11月末時点で水田を所有している個人が1,028と申し上げました。これが登記簿上の所有者になります。うち個人農業者が416となっておりますので、個人の方については416名ということで、この方々がまず従事者という形になることでございます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 集落営農組合と個人経営体の割合に従事者と農地面積の点から伺いたかったのですが、割合までは難しいということでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 ちょっと今ここで割合となると計算しないと出てきませんので、もしもあれば後でご報告をさせていただきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 通告の段階で割合をとというふうに出していたと思いますので、それでは後でよろしくお願いします。

そういった個人で経営されている皆さんが営農継続のための支援を受けにくい状況にあるということを伺っております。

次の質問なのですが、第2次総合計画、農業生産基盤の整備の取組内容の中には、町の農業基盤を支える個々の農家の取組に十分配慮した上で、後継者対策の一つとして、法人経営体や集落営農組合等の支援を行うとあります。個々の農家が町の農業基盤を支えているのだということです。個々の、特に小規模農家を支える仕組みにはどのようなものがあるか、お聞かせください。

議長 農林課長。

農林課長 では、お答えしたいと思います。

個々の、特に小規模農家を支える仕組みにはどのような支援があるかについてお答えをしたいと思います。本町農業経営体の水田営農活動については、農業法人を含めた規模の大きな経

営体を中心として展開をされておりますが、個人が行う小規模農家についても同様に活動しております。

小規模事業体を含めた主な支援策としましては、一例として中山間地直接支払制度や多面的機能支払交付金による対象農地の整備や水路等施設の改修及び整備について、地域としての取組に対しての支援が行われております。また、これらの交付金事業を実施する上での事務について、関係書類の作成及び現場管理、これに係る事務支援について、担当課、農林課並びに西和賀農業振興センターが一部事務を担うことにより、支援を行っておるところでございます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 今伺ったところ、地域としての支援はあるようですが、個々の支援、例えば平泉町には、営農継続農業機械支援事業補助金として、農業機械購入の際に購入に要する経費の3分の1に相当する額を上限30万として補助するという仕組みがあります。これは、農業者の高齢化や資材高騰、作物価格の下落などにより、農業機械更新を機に離農する農業者が増加傾向にあるためということです。これは、本町でも当てはまるのではないかと思います。離農に伴う耕作放棄地増加を抑制することを目的に交付しているものでもあります。こういった支援策などは考えられないでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

農業者が高齢者になっているということもあつての支援策ということでございますけれども、議員おっしゃるとおりでございますけれども、まず町としては国、県等のいろいろな事業もございますので、財源等の問題もございますので、そこら辺を加味しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問です。町内で営農されている方々の中には、今の話にも出てきましたように、高齢の方が農業を営まれている、そして後継者がいないので、できる方のところに農地を集めてという政策が行われていると思います。これは、現在農地を守る方法であると理解していますので、否定するものではありませんが、後継者がいないということが大きな困難であると考えています。

このことについては、要因も1つではありませんし、解決策も簡単ではないと思いますが、新規就農者、新しく農業を始めようという方への支援、どのようなものがあるかお知らせください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

新規就農者に対する支援としましては、国の制度として経営の開始資金というものがございます。この制度につきましては、独立した新規就農者であつて、経営開始5年度までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画作成が可能と判断される方、こういった方を対象としております。交付される資金は、年額150万円で最長3年とされております。

また、町としては就農を目指す方を常に受け付けております。都度関係機関と連携することによりまして、可能な限り支援をしているところでございます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 今ご紹介あつたような支援策があるようなのですが、新規就農者が支援の申込みをしようとしたけれども、書類をそろえるのが難しく諦めたという話も聞いております。書類作成のアドバイスが得られるなど、申込みをしやすくする体制などがありますでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

新規就農者の方々に対する支援体制についてお答えをします。新規就農就農者におきましては、各種制度の説明をはじめとして、生活全般に係ることまで、提供できる情報について、ご本人の意向に基づいてになりますけれども、関係機関と連携し、支援をすることといたしております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 農業をされる方お一人お一人に寄り添った支援がなされるといいなというふうに思います。

次なのですが、西和賀町農業農村振興プランには、強い農業を目指すという内容があります。法人や集落営農の取組とともに、小規模農家や家族経営も健全な経営をしている多様性ある農業が真に強い農業なのではないかと考えます。農家への所得補償など、安心して営農できるための支援の考えはありませんか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

小規模農家や家族経営に対する支援についてお答えをしたいと思います。農業農村につきましては、食料生産を行うだけではなくて、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防止し、多様な生き物を生み出し、美しい農村の景観や風景は、教育や休養の場として大きな役割を果たしております。西和賀町もこの置かれた環境や農地を活用して、昔から独自の農業を展開してきております。

しかしながら、今は水田活用の直接支払交付金の見直しにより、大きな変化が求められております。今後は、小規模農家や家族経営も含めた地域全体で経営する農業農村が求められるものと考えております。

今年中に地域計画を策定することになるのですけれども、大規模経営体、小規模農家、そして家族経営、農家以外も含めて、個々の役割や農地の活用について協議することが重要と思っ

ております。食料・農業・農村基本法にも、意欲のある農業者で家族農業経営の活性化を図ることとしていることから、このことを踏まえた施策の実現について、県及び国に対して要望をしてみたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。

介護福祉事業について伺います。町内で訪問介護を行う事業所が2事業所ありました。これは、町の介護保険管理運営計画にも2事業所が行う旨、記載されているものです。この11月から1事業所が休止し、1事業所に減っています。この経緯を町ではどのように把握しているでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険サービスの訪問介護についてお答えします。

町では、今年の7月中旬に訪問介護サービスを提供している事業所のほうから、事業を休止したい旨の相談を受けております。休止の理由は、職員の退職に伴い、サービス提供の体制の維持が難しくなってきたこと、人口減少やニーズの変化、そして介護報酬改定等により、部門別の経営状況が厳しくなってきたことが挙げられ、将来的に見て、町の全体の介護サービス資源を維持するためには、集約が必要と判断したとのことでありました。

議長 普本歌織君。

3 番 訪問介護は、2事業所とも利用者がいたと聞いています。計画では、2事業所だったものが1事業所になったことでの町民への影響をどのように見えていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町民への影響についてお答えします。

町内の指定訪問介護事業所が1つになったことで、サービスを受けていた方が受けられなくなることを懸念しておりましたが、サービス提

供事業所間で適切に連携していただいたことで、サービスを利用していただいていた方は全て支援を継続しております。

サービス提供事業所の変更に当たっては、引継ぎを兼ねて同行訪問を実施し、スムーズな移行に努めていただいております、一部の利用者においては、事業所の変更、介護者の変更に戸惑いが見られるということで、同行訪問を継続中とのことです。利用者の個々の心情配慮に努めていただいております、また町ではこの件に関して相談や苦情を受けておらず、大きな影響はないと受け止めております。

議長 普本歌織君。

3 番 事業所の方々の細やかな配慮もあって、今の段階では影響がないということですが、今後も影響がないというか、利用者の見通しとして、今後も影響がなく進めていけるということによろしいですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今後につきましては、まず現在、在宅サービスを利用されている方が年々減ってきているというような見通しが現在のところあるということと、それから今後も引き続き介護に関しては、施設サービスのほうの需要は高いのですが、在宅サービスの需要についてはちょっと今のところ低い傾向にあるということになりますので、1事業所で運営していくということで問題はないと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 訪問介護の中の通院等乗降介助を行っていたのは、訪問介護を休止した1事業所のみです。このことでの町民への影響をどのように見えていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 通院等の乗降介助についてお答えします。

通院等のための乗車または降車の介助、通院等乗降介助と言いますけれども、を実施していた指定訪問介護事業所の休止に伴い、西和賀町

においては介護保険事業における通院等乗降介助を行う事業所がなくなったことは承知しております。休止した指定訪問介護事業所によりまして、休止直前2か月でこのサービスを利用していた実利用人数は1人であったと確認しております。現在その方は、町内の民間事業所による移送サービスで対応しており、大きな影響はないと受け止めております。

議長 普本歌織君。

3 番 現時点では困っている方はいないとしても、いつ必要な方が出てくるとも限りません。現在、通院等乗降介助を行っていない事業所が行うようになるためには、どのような手続が必要か教えてください。

議長 健康福祉部長。

健康福祉課長 訪問介護の中のサービスの一つの通院等乗降介助を実施する場合の手続についてお答えします。

指定を受けた訪問介護事業所が通院等の乗降介助を行うには、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める人員の配置基準を満たし、適正な事業の運営をすることができる体制を整えるとともに、訪問介護事業所の運営規程などの変更の手続のほか、岩手県に対し、介護給付費の算定に係る体制等に関する届出が必要となります。また、訪問介護事業所が実施する事業の形態によりまして、必要に応じ、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

議長 普本歌織君。

3 番 今のような手続で、町内では、西和賀町福祉有償運送運営協議会を開く必要があるというふうに伺っているのですが、そのことについて教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 福祉輸送の関係の協議会に関しましては、法律のほうが改正になりまして、現在は特にその必要はないです、特に国土交通省のほうの大臣の許可を受けるためにはというこ

とは、訪問介護員の自己が所有する移動支援を行う場合には許可を受ける必要があるということです。事業で供している車両を使つての移動であれば、特に許可や、それから協議会を開くことは必要はないことになっております。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、今事業をしていない事業者さんがその事業を始めようとしたときには、今教えていただいたような手続で、それを始めるのにかかる時間というか、必要であればすぐ動き出せる仕組みということでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 事業所のほうで、まず職員の体制を整えていただくということと、それから車両の確保をしていただく、それからあと運営規程の変更手続ということがありますので、事業所においては運営規程を改正するに当たり、それに時間を要するのではないかと思っておりますので、事業所のほうの体制が整えられれば、乗降介助のサービスはできるものと認識しております。

議長 普本歌織君。

3 番 通院等乗降介助に関わってなのですが、これは実際訪問介護を担当されているヘルパーさんから伺ったのですが、介護度の低い方の中には、少しの手助けがあれば通院等乗降介助と言わず、おでかけバスに乗って病院に行くことができる、そうしたいという希望を持っている方もいらっしゃるということです。

しかし、乗り降りのときのステップが高いために、おでかけバスに乗ることができない、乗り降りの手助けさえ得られれば、ご自分でおでかけバスに乗ることができる、こういった方たちへの手助けというのは、何か考えられないでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

おでかけバス、町民バスでの乗降介助の手だてがないかというご質問でございます。まず最

初に、ステップが高いと今議員おっしゃっていただきましたけれども、確かに今のバス、どれもステップが高いバスとなっております。ただ、1つオレンジの大型のバスは、本来ステップは少し下がるものなのですが、ちょっとそこが故障しておりまして、今ステップが高い状況で、乗り降りに非常にご不便をおかけしております。

ただ、この大型のバスを今、更新するところでして、中古のバスになりますけれども、今度入るバスはステップが低いタイプのバスですので、今よりも大分乗降はしやすくなると思っております。

その上で、町民バスでの乗降介助の対応ができないのかというお尋ねでございます。町民バスは、安全で安定的な交通の確保という観点から、乗務員、運転手は、常に車内の安全管理をはじめとした車両全体の確認や利用者の利便性確保のための定時定路線運行、これは決まった時刻に決まったルートで運行を行う必要があることなどから、運転手は緊急時を除いて運転席を離れることができません。また、運転手のほかにもう一人別の人員を乗車させて、乗降介助の対応をさせるということもできないわけではありませんが、当然そのコストはバス運行事業者への業務委託料に跳ね返ってしまいますので、現状では費用対効果の面から現実的ではないという判断をしているところであります。

こうしたことから、バスの側としましては、乗降介助の対応はちょっと難しいと考えておりますけれども、通院の際の乗降介助や支援を行うには、町民バス以外のサービスや制度、仕組みもあると思いますので、それぞれ一長一短ありますけれども、それらの活用を含めて、幅広く検討していく必要があるものと認識しているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 これは、単に移動手段の問題ではないと思います。移動手段であれば、民間の移動支援

などを使えばよい話ではありますが、社会とのつながり、自立度を上げるという福祉的な視点であることであるということを申し添えておきます。

介護福祉に関わる町内の事業所は、どこも人材不足が大きな課題になっていると思います。訪問介護の休止もその一例であると考えます。町が現在行っている人材育成、人材確保の取組について伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護福祉に関わる人材育成、人材確保の取組についてお答えします。

町では、令和2年度から岩手県介護従事者確保事業補助金を活用し、介護の仕事理解促進事業を実施しております。高校生を含めた学齢期における介護の魅力と必要性について理解促進を目的に、町内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象に、介護の魅力発見出前講座を開催しております。

令和3年度に西和賀町外国人材受入企業等支援事業費補助金交付要綱を制定し、町内の介護事業所を含む企業などが外国人材を新たに受け入れた場合に、就業形態に対応するための環境整備に要する経費に対し、補助を行っているほか、令和4年度に西和賀町介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金交付要綱を制定し、返還義務のある奨学金を借りて学校などを卒業した若年者が町内の介護・福祉事業所に勤務した場合、奨学金返還に係る一部を支援しております。

また、地域おこし協力隊招聘事業、委託型を活用し、施設に従事しながら介護福祉士の資格取得を目指す方を募集しているほか、北上市、奥州市、金ケ崎町と連携し、定住自立圏事業として、2市2町の介護人材確保事業の概要をチラシにまとめ、県内の福祉教育専門学校などに配架する事業を実施しております。

今後も人材育成及び人材確保に対する取組を関係機関と連携して実施してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 今回複数の事業所の方にお話を聞かせていただきましたが、皆さん今後の町の介護福祉をどうよりよく継続していくかについて模索されていると感じました。もちろん町と共有している部分もあると思いますが、事業所の皆さんは事業所と町が忌憚なく話し合っ、今後の方向性を見いだしていきたいという希望をお持ちです。

今後の町の介護福祉施策については、施設の補修、改修、人材確保を含めた展望を町が示し、事業所と共有していくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今後の町の介護福祉施策についてお答えします。

町では、高齢者及び介護保険事業計画を策定し、人口推計や介護保険の認定者数の推移及びサービスごとの給付の見込みなどを示しております。計画策定に当たっては、有識者として町内の介護サービス事業所から委員として参加していただき、情報の共有と意見を集約しているところになります。その機会を利用して、介護人材等の意見についても伺っているところになります。

今後は、介護ニーズと受皿となる施設等の規模、サービス提供体制のバランスを保つことが必要と認識しております。引き続き、随時各事業所と情報共有及び意見交換をし、施設の改修など、人材確保に当たっては、町の事業のほか、国や県の補助金を活用するなどしながら支援に努め、時代のニーズの変化に対応した介護福祉サービスの提供を推進してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 事業所の皆さんは、今人口減の中、様々な課題を抱えつつも、町の介護福祉をよりよく保っていこうという熱意を持って取り組まれています。そういった皆さんのお力をお借りしながら、今後の介護福祉政策を進めていただきた

いということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 農林課長。

農林課長 先ほど小規模農家への支援の関係で、法人経営体または集落営農組合と個人経営体の割合ということで答弁を保留しておりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

法人経営体または集落営農組合については全体の約25%、残り75%が個人経営体の割合となっておりますので、お答えをさせていただきます。

議長 普本歌織君。

3 番 個人経営体75%もあるということで、こういった皆さんが支援を受けやすくなる必要がやはりどうしてもあると思います。

それに続く質問は先ほどさせていただきましたので、私の質問はこれで終わります。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第2、議案第1号 西和賀町移住定住促進住宅条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町移住定住促進住宅条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、西和賀町における移住、定住を促進するため整備を進めている移住定住促進住宅の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めようとするものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、西和賀町移住定住促進

住宅条例の内容について説明をいたします。

1 ページを御覧ください。第1条、趣旨について、この条例は民間活力を導入しながら町の人口減少を抑制し、地域の活性化を図るため、町有地に民間事業者が建設した賃貸住宅を町が借り上げ、入居者に転貸するために必要な事項を定めるものです。

第2条、定義についてですが、この条例において移住定住促進住宅とは、町が借り上げ、転貸するための住宅及びその附帯施設と、民間事業者とは、移住定住促進住宅を建設し、当該物件を町に貸し付ける事業者と定めるものです。

第3条、移住定住促進住宅の名称、位置及び戸数については、別表第1のとおり定めるものです。

第4条、移住定住促進住宅の借り上げ期間及び当該事業における町有地の貸付期間は、別表第2の期間内と定めるものです。

第5条、入居者の公募については、町の広報紙またはホームページへの掲載等によって公募するものとし、移住定住促進住宅の名称、所在地、戸数、規模及び構造、入居者の資格、家賃その他賃貸の条件、入居の申込みの期間及び場所、申込みに必要な書類、入居者の選定方法を示して行うものと定め、また公募は入居の申込みの期間の初日から起算して、少なくとも1週間前に行い、かつ申込みの期間は1週間以上とすると定めています。

2 ページを御覧ください。第6条、入居者の資格については、1号、町内に定住を希望する者で、居住するための住宅を必要とする者。2号、入居後、移住定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録ができる者。3号、家賃及び敷金を支払う能力を有する者。4号、町税等を滞納していない者。5号、別表第1中、移住定住促進住宅世帯棟の申込みをする者は、入居申請時の申請者及び配偶者の年齢が41歳未満の者または18歳未満の子がいる者。6号、入居希望者または同居しようとする者が暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。以上の条件を満たす者でなければならぬと定めるものです。

第2項は、例外規定として、先ほどの条件を全て満たさない場合でも、町長が特に必要と認めた場合には、入居させることができると定められています。

第7条は、入居資格を有し、移住定住促進住宅への入居を希望する者は、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならないと定めるものです。

第8条、入居者の選考については、入居の申込者数が公募する移住定住促進住宅の戸数を超える場合は、規則に定める優先順位により入居者を決定するものとし、優先順位を定め難いものについては、抽せんにより入居者を決定すると定めるものです。

第9条、移住定住促進住宅の家賃は、別表第1のとおり定めるものです。

第10条は、民間事業者からの借り上げが終了したときなど、家賃を変更することができる場合について定めるものです。

3ページを御覧ください。第11条は、入居者が災害により著しい損害を受けたときなど、特別な事情がある場合において、家賃の減免または徴収猶予ができる旨を定めるものです。

第12条では、家賃は移住定住促進住宅に入居した日から明け渡した日までの使用期間に応じ徴収するとし、毎月25日までに納付することと定めるものです。

第13条では、家賃を納期限までに納付しない者に対し、期限を指定して督促しなければならない旨を定めています。

第14条、敷金については、三月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収し、退去するときに無利子で還付することを定めるものです。ただし、家賃の滞納、その他の債務の不履行があったときは、敷金からこれらを控除し、還付することとするものです。

第15条は、移住定住促進住宅の修繕が必要となった場合において、修繕内容、事由により費用負担するものを定めるものです。

4ページを御覧ください。第16条は、電気、ガス、水道、下水道の使用料など、入居者が負担する費用を定めるものです。

第17条は、移住定住促進住宅の使用に当たっては、正常な状態において維持しなければならないことなど、入居者の保管義務を定めるものです。

第18条は、移住定住促進住宅を使用する場合における禁止行為を定めるものです。

5ページを御覧ください。第19条は、移住定住促進住宅を退去する場合の届出及び検査について定めるものです。

第20条は、移住定住促進住宅入居者に対し、入居許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる場合などを定めるものです。

第21条は、損害賠償責任について定めるものです。

第22条は、移住定住促進住宅の管理上、必要があると認める場合の立入検査に関する事項を定めるものです。

6ページを御覧ください。第23条は、罰則規定になります。入居者が詐欺その他不正な行為により家賃の全部または一部の徴収を免れたときは、その免れた金額の5倍に相当する金額（5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料に処すると定めるものです。

第24条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものです。

続いて、別表第1、移住定住促進住宅の名称等について説明いたします。移住定住促進住宅単身棟についてですが、位置は西和賀町上野々39地割190番地1、戸数は1LDK8戸、1戸当たり家賃は月額3万5,000円であります。

なお、単身棟につきましては、整備戸数は10戸であります。この条例で運用管理する戸数を8戸とし、残りの2戸についてはお試し居住体

験推進要綱で定めるお試し居住体験用住宅として運用管理を行うこととしているものです。当該住戸については、例えば新たな地域おこし協力隊員の着任など、突発的な住宅ニーズに備えるため、いつでも入居可能な住居を町として確保しておきたいという狙いから、このような取扱いとするものです。

次に、移住定住促進住宅世帯棟については、位置が西和賀町上野々39地割142番地1で、2種類の間取りタイプがあり、2LDKは2戸で、1戸当たりの家賃が月額7万円、3LDKは2戸で、1戸当たり家賃は月額8万5,000円となります。

次に、附則についてであります。この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第2項に定める入居者の公募等、準備行為については、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
高橋宏君。

8番 3点ほど質問したいと思います。確認を込めてですけれども。

入居者の資格というところで、この住宅、最初に建設の説明あったときに、町内の事業者が町外から募集しても住むところがないということでの整備ということもあって、民間の力を借りての建設というふう聞いておりますけれども、この資格を見ますと、居住地として住民登録をしていただければ、例えば町内事業者に就職したのだけれども、その後そこを辞めて町内から、そこに住みながら北上、横手に通う場合でも、住民登録していればそのまま住み続けることができるのかということが1点。

あと、町内の若者住宅などは、40歳過ぎると退去しなければいけないというようなことがあるのですけれども、入るときに41歳未満の方と

かとありますから、これは入るときの条件さえクリアできれば、その後ずっと住み続けることができるのかという点。

あと、禁止行為、18条の(2)で、犬または猫等の動物を飼育すること、身体障害者補助等で許可を得た場合はいいということなのですが、最近ではペットを飼う方が非常に多くいると見受けられます。どうしてもペットを飼いたいというような希望があるのだけれども、そういう条件だと入れないかということ、ニーズ的に非常に多いのではないかなと思うのですけれども、そういう方に対する対処というのを考えられているのか、その点について伺いたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

まず1点目、入居後に仕事を転職して、町外の職場に通うような場合も入居資格は維持できるかというお尋ねかと思えます。結論から申し上げて、それも可能でございます。入居の時点でそこまではちょっと、本人もそうでしょうけれども、見通せないことでありますので、それは可能ということでございます。

それから、年齢につきましては、41歳未満というのは家族棟の年齢要件でございまして、単身棟につきましては年齢要件を設けてございせんので、何歳の方でも入居できるということでございます。

それから、ペットにつきましては、最近確かにご指摘のとおり、そういう方が多いのも承知しておりますけれども、そういう方につきましては、また別途空き家等で相談に乗って、そういった物件を紹介させていただいて、対応していければなというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 最初の2点については理解いたしました。

ペットについてですけれども、空き家の活用も当然あるかとは思いますが、室内でな

く外でペットを飼えるような施設を整えておけばというような想定はなさっていないのか、お伺いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

現状そのような附帯設備を整備するという予定は、今のところございません。

議長 真嶋実君。

2 番 本議案の対象である 2 つの建物は、どちらも上野々地区に建築中であり、地区住民としては大いに歓迎するものではありますけれども、条例の成り立ちについて幾つか質問させていただきます。

まず、本議案は西和賀町移住定住促進住宅の名称で、家族向け世帯棟と一人住まい向けの単身棟という 2 つの異なる建物を 1 つの条例で設置、管理運営していこうとしていると理解しましたが、両物件について、これまで西和賀町議会で審議してきた経緯を振り返りながら、5 つの質問をさせていただきます。

まず 1 番目に、家族向け世帯棟については、本年 5 月、5 月臨時会の議案第 1 号で債務負担行為の設定、移住定住促進子育て世帯向け住宅借上料として、令和 7 年度から 30 年間で限度額 1 億 7,712 万円を可決して、その後本年 6 月第 9 回定例会、議案第 13 号で建設用地の無償貸付けが可決されています。

そこで、1 つ目の質問ですが、無償貸付けの目的と条件は、移住定住促進住宅の建設ということで、他の目的に供してはならないとなっています。この場合の移住、定住という言葉の理解についてなのですが、移住、定住を並列にここでは記していますが、どのように線をしていくのかということについて、まず伺います。

このたび上程された条例では、入居者の資格、第 6 条で、町内に定住を希望する者で、居住するための住宅を必要とする者であることとなっています。町内に住民票を持つ者、あるいは居

住する者も町内に定住を希望する者という入居条件に当てはまるのかどうか。例えば実家から独立を希望して、町内で定住を希望しているとか、そういうようなことも想定されると思います。事業の目的をどう読むのかによって、ちょっと運用が変わってくると思います。実際の運用の中で、条例の運用で判断に迷うのではないかとということで、まず 1 点目、確認させていただきます。

それから、続いて 2 点目です。単身棟は、本年 3 月、3 月定例会、議案第 40 号で、その目的を企業等向け住宅用地の無償貸付けとして上程、可決されています。このときの質疑では、広い意味での官民連携で、本議決後に無償貸付契約と事業実施方法を定めた連携協定を結ぶとしています。この後どのような連携協定が交わされ、そしてまた無償貸付けの契約が締結されたのかについて、ちょっとこの議案が提出されるまで理解できませんでした。ということで、連携協定と契約については議会に報告、あるいは町民に開示されているか。もとを言くと、連携協定が締結されているかということを含めてですけれども、確認します。

3 つ目、また同定例会の質疑では、企業向けの対象は町内企業を想定しており、町外企業への通勤は対象にならない。町外に転職した場合の対応など、詳細は今後連携協定事項に盛り込む考えだと答弁されています。先ほど転職は可とされてはいますけれども、この協定との関係で、そのところの整合性を確認したいと思います。

事業の目的については、かなり具体的に企業向け住宅の内容をそのときの質疑で答弁されていますけれども、今回の条例案では西和賀町移住定住促進住宅条例ということで、2 つの施設をくるむような形になったことにより、本来そもそも議決された目的の企業等向け住宅の視点からの記述が見当たらないようですけれども、両事業の目的を統合して 1 つの条例にしてい

には、この間何か手続が必要だったのではないかなど、それは不要だったのかということを確認します。

4 目です。今回上程された条例案の別表第 2 では、借り上げ期間が 5 年以内となっておりますけれども、第 7 回定例会の議案では無償貸付けの期間を契約から 10 年としています。この 5 年の差について、どのような理由で生じたのかお知らせ願います。

5 番目です。今回上程された条例案の別表 1 で単身棟が 8 戸、先ほども説明があったのですが、実際は 10 戸となっておりますけれども、これについては本来の当初の目的という部分でいうと、転用という形にならないかなど、確認したいと思います。

以上、5 点です。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

1 点目からですが、ちょっとご質問の意図にピンポイントでお答えできないかもしれませんが、その際はまたちょっとご質問いただければと思いますけれども。

1 点目の質問の、例えばとして実家から独立して住宅に入居するような場合も、条例の趣旨に沿ったものとして認めるかというふうな、そういう趣旨のご質問だと思いますけれども、そういうものも……募集戸数に対して応募が上回った場合は、優先順位がございますけれども、そういう方は前から応募できないかということではございません。そういう方でも応募はできます。

ただ、最終的に入居に至るかどうかは応募戸数にもよりますので、その点は申し上げられませんが、応募はできますし、優先順位等、抽せん等で踏まえて、最終的に入居にすることも可能となっております。

それから、2 番目の単身棟のほうの連携協定、それから無償貸付けのお尋ねでございます。単身棟につきましては、今現在、民間事業者さん

との間で最終的な調整中、協議中でございますし、まだ連携協定は締結しておりませんし、それから無償貸付けにつきましても、これは 3 月議会に議案を上程する予定であります。今現在、まだ無償貸付けは行っておりません。町有地を無償貸付けする場合は、必ず議決が必要でございますので、3 月定例会での提案を予定しているところでございます。

それから 3 点目、企業向けとしていたところを、企業向けという文言が今回の条例からなくなっていることについてでございます。当初、ご指摘のとおり主に企業向けということで整備をした単身棟でございますけれども、今回条例制定に当たりまして、家族棟と一緒に 1 つの条例で整備するという関係上、企業向けも包含した形で移住定住促進住宅としたところでございます。

それから 4 点目、ちょっとご質問の内容をよく理解できませんでしたので、申し訳ございません、4 点目はもう一度ご質問いただきたいと思います。

5 点目、単身棟を 10 戸整備して、8 戸をこの条例で運用管理することに関してのご質問でございました。こちらは、先ほども提案理由で申し上げましたが、整備した 10 戸をこの条例で運用管理すると、10 戸埋まってしまうと、そういう突発的なニーズに 대응できないこととなりますので、地域おこし協力隊なども移住者ということになると思いますので、そういったときのために 2 戸、そういったニーズに備えるために確保しておきたいということで、このような取扱いとさせていただいたところでございます。

議長 真嶋実君。

2 番 それでは、1 問目の再度確認ということでよろしいですね。1 問目というか、1 回目の質問の 4 番目の……

(何事かの声)

2 番 だから、1 回目の続きということで。

もう一度言いますけれども、今回上程された

条例案の別表第2では、たしか単身棟で借り上げ期間が5年以内となっています。一方それに対して、第7回定例会の議案における無償貸付けの期間は貸付契約締結の日から10年となっていたはずですが、私、議事録確認した中では。ここに5年の差があるということはなぜかという。

議長 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

企画財政課長。

企画財政課長 申し訳ございません、時間を頂戴いたしました。

確かに議員がおっしゃっているように、ご指摘のとおり、土地の無償貸付けにつきましては、貸付契約締結の日から10年間としております。それに対して、今回の住宅の借り上げ期間が5年以内となっていることの整合性についてのご質問と理解いたします。

土地につきましては、最大で10年間貸付けできるという、これは最大、最長です。それ以上貸付けする場合は、その10年をまた更新していくというふうになっておりますけれども、この時点ではまず最大限、土地を最長で無償貸付けできる期間を10年といたしました。実際に事業者さんとの協議で、住宅の借り上げ期間を5年以内ということで最終的に決めさせていただきました。したがって、住宅の借り上げが終了した時点で土地の貸付けも終了するというふうにご理解いただきたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 まず1番から、先ほどの答弁を受けた質問をさせていただきます。

まず、移住の要件、どこまで厳密にするかについては、私自身もこういう性格上どちらがいいのかはちょっと判断、自分で意見を持つところまでは行っておりません。その上で、やはり応募する皆さんにこの条件が分かりやすく、町内に住民票あっても応募できるのだったら応募

しなかったというような漏れがないような周知なり、この条例の中に収めることは難しいかもしれませんが、そういう情報が必要ではないかということがまず1点です。

それから、2つ目の連携協定、無償貸付協定が締結されていないとすれば、この条例を立ち上げるのに不備な問題はないのか、あるいはこれまでの議会で話し合ってきたこととの整合性なりがちょっと崩れる部分が出てくるのではないかというふうに思いますけれども、どうなのかということです。

続いて、3点目については、単身棟はこれまで目的を、前の議会において企業向け住宅と、かなり用途を議論の中でも明確化したやり取りをしていましたけれども、これを受けて、今回便宜上1つの条例にするためにというような先ほど答弁がありましたけれども、それは本末転倒で、本来2つの条例にすれば、きちんとこれまでの議会のやり取りを生かした条例をつくれたのではないかと考えますけれども、いかがですか。

4点目です。借り上げ期間、家族向けについては土地の貸付けについても30年で設定して、30年の期間としてしていると。それに対して、単身棟は前の議決で10年以内としながら、今回5年以内としたのは、先ほどの説明ではちょっと理解できないということで、再度質問します。

5番目、本条例に含まれない2部屋について、まだ結局事業者と契約を結んでいないということなので、それ自体が大きな問題ではないかと思うのですが、その契約上の扱いをどのように考えているのか。その2部屋分の経費負担は、どのように扱われていくのか。

あと、第7回の定例会、議案第40号では、無償貸付けの条件として、企業等向け住宅用地に使用するものとして、他の目的に供してはならないとなっていますけれども、ちょっと先ほどの説明は拡大解釈になるのではないかというふうに思われますけれども、その点について再

度伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 申し訳ございません。答弁を少し網羅的にさせていただきたいと思います。ちょっと不足の場合はまた、申し訳ございませんが。

まず、募集に当たっては、最初の1点目の町内に住所がある人でも応募できるようなことが分かるような募集告知といえますか、募集にするようにということでございましたので、そこらはそのように努力したいと思います。

それから、先ほど私ちょっと間違っただけで答弁をしてしまいましたけれども、土地の無償貸付けにつきましては、今議員からご指摘のとおり、第7回で10年という無償貸付けは議決をいただいております。まだ議決をいただいていないのが単身棟の債務負担行為の設定、これがまだになっております。これを3月でやろうとしております。こちらは、事業者さんのほうで全体の事業費が固まっていなくて、今まだ動いている状況でして、それを踏まえて最終的な町の借り上げ額、借上料ですね、借り上げ額を決めたいとしておりまして、そちらを3月の議会で提案させていただくことにしておるものでございます。

それから、企業向けとしていたものを今回移住定住促進住宅ということで、1つの条例で整備したことの是非ということでございます。条例を2つつくれば確かにいいわけですが、今回まとめて、そういった企業向けというものも移住、定住の範疇に含まれると思いますので、条例一本で整備するほうがより合理的だというふうに判断したところでございます。特段町としては、そのことについて大きな支障はないというふうに判断しております。

10戸整備したうちの2戸をそういう扱いにするということにつきましても、これも繰り返してございますが、そういった状況に対応するための取扱いということでございますので、そこはご理解いただきたいということでございま

す。

ちょっと不十分だと思いますけれども、以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 まず基本的に、一番最初に述べたとおり、新しい住宅ができて、若者たちが町に定住してくれることは大いに歓迎する前提で話していますが、ちょっと手続的には、やはりずさんではないかなという、今の説明を聞きながらも、印象は拭えない状況です。

中でも単身棟については、かなり事業主さんの行為による部分があって、約条等なかなか進みづらいところもあるかもしれませんが、であればなおさら条例としては、やっぱり面倒であっても2つに分けるべきではなかったのかと。

前の議会でもPFIという名前で民間の活用についての質問をさせていただきました。国交省の資料を見ると、PFIについても、民間がどこまで関わってくるかというので幾つかのパターンがあるようで、建てるまでが民間でやるのか、その次の運営についても関わるとか、あともう一つは募集ですか、公営住宅としての募集という幾つかのランクがあるようですけれども、それについての説明がないままずっと来ていたという中で、その中でも承認をしてきたわけですが、どうも最初に説明された中では、土地を貸すと民間が回してくれるよというような言い方、特に企業向け住宅という目的については、町自体が町営で運営するときそういう規定をして、目的とするのはどうなのかという疑問も持ちながらも、民間活用という前提で私は理解して、これまで認めてきた経緯もあります。

あまり遡り過ぎても問題でしょうけれども、ちょっと今この条例としての出し方については、やっぱりなかなか納得できない状況にありますけれども、基本的な2つの違った仕組みでこれまで議論してきたもの、さらに加えて言うと、債務負担行為についてもここまで出されて、片

一方については既に出されていて、もう片方には出されていないということは、私はこの議案審議する中では、こちらについては債務負担行為が不要な案件の条例なのだなと思って理解して、この場に臨んできておりました。そういうことを含めて、かなり疑問がありますけれども、最終的にはこの2つを1つの条例にしてよいものかというのを最後にもう一度質問して、質問を終わります。

(何事かの声)

2番 これで3回目ですよ。終わります、だから。答えてもらって。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

单身棟の債務負担行為の設定がまだ未設定だということにつきましては、まさに今、事業者と住宅完成後の運営、維持管理の費用の面も含めて、そのところを今最終調整を行っているところでございます。ですから、運営に関してどの程度費用が発生して、それを町が持つのか事業者のほうを持つのかによって債務負担行為の額が変わってきますので、そういったことで、この最終の協議を踏まえた上で額を決めさせていただきたいと、借上料を決めさせていただきたいとするものでございますので、その点はご理解いただきたいと思います。

それから、条例二本立てでいくべきではなかったかという議員のお考え、ご意見だとは思いますが、町としては1本でこれを整備するという方針でございますので、その点はなかなか、これ以上答えようがないと思います。

議長 ただいま審議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き審議を続けます。

中村ひとみ君。

4番 私からは、家賃に関しての質問です。

单身棟に関しては、相場的によろしいのではないかなと思いますけれども、世帯向けの家賃が当初説明いただいた金額よりも大分上乗せされていて、結構強気な家賃形態になっていますが、これは借手が見つからないと、これまた問題なのですから、どのようにお考えでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

世帯棟の家賃設定の考え方でございますが、こちらにつきましては、30年間の住宅借上料として債務負担行為設定を行っております限度額1億7,700万円のうち、約3分の2程度を家賃で回収するシミュレーションを行い、かつ北上市内の同規模の間取りの住宅の家賃相場をいろいろサーチしながら、北上より安い家賃となるような額に設定したところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 私もちっとネットで北上の家賃を検索してみたのですが、ちっとこの家賃は北上にとっても割と高めの金額ではないかなと、相場以上の金額ではないかなと思います。

それで、新築とはいえ結構ハードルが高いのではないかなと思いますが、借手は、自信はどうですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 家賃設定の考え方は、先ほど答弁したとおりでございます。もちろん北上市内もいろいろございます。そういったことも承知をしております。ただ、新築でここまでとなると、やっぱり北上市内だとこれを上回るような家賃だということでの判断の下で、このような額とさせていただいたところです。

自信はどうですかということですが、自信ないものは提案できませんので、そこはお含みおきいただきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 1点お願いします。

別表1の单身者向けのほうの家賃についてで

すけれども、午前中の審議の中で、借上料がまだ決まっていないということだったのですが、借上料が決まっていない中で、この家賃額をどのように決めたのかをお願いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

単身棟の家賃につきましては、確かにおっしゃるとおり、まだ借上料が精査されておりませんが、大まかな借上料は大体分かっておりまして、そのことと、それからもともとこの当該住宅につきましては、先ほど午前中のやり取りでもありましたとおり、町内企業等、企業限定ではなくて、企業等が若年者を新規雇用しようとしても住む場所がないということで、そういった課題に対応するために、町外企業の協力をいただいて整備を図っているものでございまして、入居者の年齢制限こそしておりませんけれども、比較的若い方々の入居を想定しているものでございます。

したがって、まずこの観点からいって、あまり高い家賃にはできないだろうという前提の下に、町内の同じような条件の住宅と比較して妥当な額にする必要があるということで、ただ全く同じ条件の住宅はありませんので、単純な比較はできませんけれども、直近で町が整備した湯本の若者定住促進住宅が一つの目安になるものと判断をして、これと同額の3万5,000円としたところであります。

議長 普本歌織君。

3番 大まかな借上料は分かっているとおっしゃいますが、債務負担行為の議決は3月ということで、まだ議会も了承していないところです。手続的に問題ないのでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 住宅の借上料の債務負担行為設定につきましては、使用料の支出が令和7年度予算から始まりますので、そういった点においては、手続的には問題ございません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

内記町長。

町長 私からは、補足的にご説明、ご理解賜りたく今お時間いただきました。

今回の条例につきましてでございますけれども、お願いしている条例でございますけれども、人口減少が続きます本町におきまして、移住、定住を促す住環境の向上が必須であるというふうに捉えております。

私が町長就任直後でしたけれども、商工業者さんはじめ、多くの方から住宅が必要であるということで、特に従業員確保に努力されている方からは、安定した住宅の整備を早期にお願いしたいというようなことで、働きかけをいただいたところでございます。公営住宅につきましては、整備させていただいてきたところではありますけれども、そういう需要にいかに応えていくかという場合に、財政的な問題、非常に大きい課題でございました。

そうした中におきまして、職員等の情報収集あるいは働きかけによりまして、住宅メーカーからの今回のご提案、そしてまた町内出身企業者の方からのご提案というような、ありがたい提案をいただいたところでございました。これらの力を利用して整備するという民間活力の活用の一つだと思いますけれども、他自治体ではあまり例のない取組であろうということなので、取組をさせていただいてきたところでございます。こうした提案をできるだけ円滑に進めまして、整備が図られるよう、担当部署にも私として指示をさせてきていただいたところでございます。

おかげさまで、これまでもいろいろな案件に関わる議案について、皆様のご理解をいただいて、ここまで整備させていただき、来年の4月1日からの入居の見通しを立てさせていただきました。今日、いろいろいただきました議論の趣旨を最大限住宅の運用に生かさせていただき、大目的であります移住、定住の促進に取り組ませていただきたいというふうに思っております。

ので、今回の条例のご理解賜りますようお願い申し上げます。補足の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長　これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

まず、普本歌織君より事前の反対通告がありますので、これを許します。

普本歌織君。

3 番　この条例採択に反対の立場で討論いたします。

これまでも家族向け移住定住促進住宅については、議案質疑の中で借上げの方法や金額が妥当かについて指摘し、反対してきた事案であります。

今回新たに単身者向け移住定住促進住宅が加わったわけですが、これまで企業向け住宅としてきたものを、いつの間にか移住定住促進住宅として町が借り上げることになっており、進め方に不透明なところが多い、借上料もまだ決まっていない、町民の理解はとて得られないと感じますので、この成立には反対いたします。

議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

刈田敏君。

1 1 番　議案第 1 号　西和賀町移住定住促進住宅条例に対して、賛成の立場で討論いたします。

今回の移住定住促進住宅、単身棟と世帯棟については、これまで議論、協議してきたところでありますけれども、実現されてこなかったものであります。大きな要因としては、何といっても財政的に、こういう住宅に対して要望はありますけれども、できなかった。そういう意味で、まさに救いの手を差し伸べられた物件と思います。

当局としては不備がないものと判断して、今後の町の発展と住民の福祉向上のために十分にプラスになると考え、賛成の討論といたします。

議長　次に、議案に反対者の発言を許します。

中村ひとみ君。

4 番　私からは、反対の立場として討論いたします。

議案の移住定住促進住宅、特に単身棟に関しては、同僚議員からも質疑がありましたけれども、議会の事前説明が不十分であったと考えます。また、現在も契約締結が完了していないということも踏まえて、改めて議会への説明が必要と考えます。

また、世帯向け住宅については、当初の家賃よりも高額に設定されており、借手が見つからなければ町の負担となります。担当課長から説明ございましたけれども、新築とはいえ本町としての家賃が適正かどうかということを再度検討すべきではないかというふうに考えます。

以上から、私の反対討論といたします。

議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

唐仁原俊博君。

6 番　私からは、賛成の立場で討論しますけれども、もろ手を挙げてというところちょっと難しいところがありました。

まず、今回の賛成理由ですけれども、町内で流通する住居が非常に少ないということを私も認識しています。私自身、地域おこし協力隊として来ましたが、最初は半年間ほど町の旅館の一室を借りていました。そのまま 3 年過ごすという選択肢もありましたが、その後、空いていた家があったので、そこに入ることになりました。

家に対して、いろんな方がいろんなイメージとか、こういう家に住みたいというのを持っていると思いますけれども、町内で空き家の増加とか空き家の利活用というのがなかなか進まないという課題があるのですが、空き家の利活用が進んだとしても、空き家になっている時点で基本的に町内にある物件というのは、築浅、つまり建ってから年数が浅いものではないわけです。きれいな家に住みたいとか、そういう築浅の物件に住みたいという人が、では自分で手を入れて古い家をきれいにしようと思うかとい

うと、やっぱりちょっと違うかなというふうに思っています。所有者とか管理者が自分たちで手を入れて、すぐに人が入れるような状態で、いつでも借りてくださいというふうになるまでには、まだまだ町民自体に住居のニーズがあるであるとか、あるいは所有者、管理者の意識がそういうところにまだ向いていないという現実があるかと思うので、今回のような住宅整備は歓迎できるものだというふうに感じています。

最初にもろ手を挙げてではないと言ったのは、先ほど来から質疑がありますけれども、当初土地の無償貸付けに関して言えば、目的として地域産業の担い手となる若者等の受入れ環境整備と定住推進を図ることを目的とするとなっていて、そこから移住を呼び込むというふうになっているのは、必ずしも全然違う目的にはなっているとは私は思いませんけれども、若干ずれている部分があるのかなと感じています。

今回 P F I 形式で住居を整備するという町としては初めての試みになるわけですが、官民の連携というのは、財政的な部分もありますし、もっともっと町では進めていけないといけない部分かなというふうに認識しています。それに当たって、これまでになような課題とか論点とかというのが出てくると思うのですが、その部分が今回ちょっとごたごたしていると感じています。これによって、官民の連携に陰りが出たりとかというのは私はよくないと思いますし、また今度新たに官民連携して何かをやるというときに、同じようなことになっても困る。それは、町として計画している事業が進まないということもありますし、パートナーとして組んでくれる民間事業者にとってもネガティブなことになると思っていますからです。ですので、行政的に今回問題になっている部分というのが官民連携ゆえのものなのか、それともそうではなくて、手続上生じた問題なのか、判然とはしませんけれども、同じようなことが

起こらぬように、議会に対して、あるいは住民に対して、情報を公開しながら議論を進めていくような体制というのを築いていかないといけないなというふうに感じております。

以上です。

議長　ほかに討論のある方ございませんか。

(なしの声)

議長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第 1 号　西和賀町移住定住促進住宅条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第 3、議案第 2 号　西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第 2 号　西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年 8 月 8 日に公務員と民間との給与等の比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。

西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として条例改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　総務課長。

総務課長　それでは、条例改正の内容について説

明いたします。

今回の条例改正は、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等について改正をしようとするもので、改正の内容としては、医師の初任給調整手当、寒冷地手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の改正並びに特別給について、現在の年間4.50月分を年間4.60月分とするため、期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分の合計0.1月分引き上げるとともに、別表の給料表を改正するものでございます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。初めに、第1条関係について説明します。第12条、初任給調整手当については、医師の初任給調整手当を、月額「41万5,600円」を「41万6,600円」に引き上げるものです。

第20条、期末手当については、2ページの第2項の期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」とするものです。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である「100分の68.75」に読替規定しているものを「100分の71.25」とするものです。

第21条、勤勉手当については、第2項第1号の勤勉手当の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」とするものです。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の48.75」から「100分の51.25」とするものです。

第22条第2項、寒冷地手当については、世帯主である職員にあっては「1万200円」から「1万1,400円」に、扶養親族のある職員にあっては「1万7,800円」から「1万9,800円」に、その他の職員については「7,360円」から「8,200円」にそれぞれ改めるものです。

3 ページから27ページまでにつきましては、行政職給料表及び医療職の給料表の改正になります。

次に、第2条関係について説明いたします。

第10条、扶養手当については、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、第2項第1号の規定を削り、第3項では扶養手当の月額を前項第1号に該当する扶養親族については、1人につき「1万円」から「1万3,000円」に改め、第2号から第5号に掲げる扶養親族については、これまでどおり1人につき6,500円とするものです。第4項では、「特定期間」を「当該期間」に改め、第5項では扶養手当の支給に関し必要な事項は規則で定めるとし、第11条を削除するものです。

29ページを御覧ください。第11条の2、地域手当については、地域手当の級地の区分に応じ割合を改めるもので、第2項第3号、3級地は「100分の15」から「100分の12」に、第4号、4級地は「100分の12」から「100分の8」に、第5号、5級地は「100分の10」から「100分の4」にそれぞれ改め、6級地及び7級地の規定を削るものです。

30ページを御覧ください。第11条の4、住居手当については、扶養手当の改正に伴い、第1項第2号配偶者の規定を改めるものでございます。

第13条、通勤手当については、通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げ、遠距離通勤者の自己負担を解消するとともに、新幹線等に係る通勤手当を採用時等から支給可能にするため、第1項第1号、第2項第3号、第3項第1号をそれぞれ改め、第4項及び第5項を追加するものです。

34ページを御覧ください。第13条の2、単身赴任手当については、単身赴任手当を採用時から支給できるように第3項を改めるものでございます。

35ページを御覧ください。第19条の2、管理職員特別勤務手当については、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の管理職の支給対象時間帯を改めるもので、第1項では文言を整理し、第2項では「週

休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、第3項ではその規定を整理するものとございます。

36ページを御覧ください。第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当については、先ほど説明しました第1条で改正する期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和7年度以降の6月、12月の支給割合が均等となるよう改めるものです。

第20条、期末手当の第2項では「100分の127.5」を「100分の125」に、第3項では「100分の127.5」を「100分の71.25」に読替規定しているものを「100分の70」にそれぞれ改めるものです。

第21条、勤勉手当の第2項第1号では「100分の107.5」を「100分の105」に、第2号では「100分の51.25」を「100分の50」にそれぞれ改めるものです。

37ページを御覧ください。第23条の2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外については、住居手当及び寒冷地手当を支給できるように改めるもので、第11条の4及び第22条を削除するものです。

37ページから60ページは、行政職給料表及び医療職給料表の改正になります。

次に、附則についてであります。附則第1項で施行日を公布の日からとし、第2条及び附則第4項から第10項までの規定は令和7年4月1日からとするものです。61ページ、第2項では、第12条第1項第1号、第22条第2項、別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日からとし、同条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和6年12月1日から適用するものです。第3項では給与の内払い、第4項では号級の切替え、第5項では切替え日前の異動者の号級の調整、第6項では令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、第7項から第9項までは令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措

置、第10項では通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置、第11項では規則への委任について、それぞれ規定をするものです。

附則別表、62ページから82ページまでは、行政職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員の号級の切替え表となります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 4点あります。お願いします。

1点目が27ページ、第2条の改正の扶養手当、配偶者手当が廃止されるということですが、これは職員の皆さんにどんな影響があるものか教えてください。

2つ目、28ページ、第11条の削除はどのような影響があるのか教えてください。

3つ目、29ページから30ページの地域手当、これがどのような改正で、どのような影響があるのか、お願いします。

そして4点目が、今回の改正によって支給額が目減りする職員はいないのかどうか教えてください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、扶養手当の考え方でございますけれども、今回扶養手当の考え方が、配偶者に係る手当が今度廃止になります。このことによって、現在配偶者手当として6,500円出ておりますが、この分が経過措置として令和7年度は3,000円に、令和8年度になくなるというような中身でございます。その部分について、11条でも記載されているという内容でございます。

その分、子供手当のほうが増えるということになります。子供手当については、現在1万円なのですけれども、令和7年1万1,500円、令

和8年には1万3,000円という形で、手当がこちらで調整をされるというような形にはなりません。このことによって、子育て支援として、そういった部分の生計費に充てるものが充実されるということで、できるだけ子供のいる世帯に対しての割合を高くしているというような形の考え方になってございます。

地域手当につきましては、そもそも地域手当の考え方ですけれども、首都圏や都市部など、物価の高い地域に勤務する公務員に対して支給されるものでして、こういった地域では特に手当としてはないです。考えられるのは、町の職員が国などに転勤になるといった場合には、こういった地域手当というのが出てくるということにはなりません。今回の改正は、民間の給料との比較、物価が上がっているということもありますので、そういった部分で若干地域手当は上がっております。その部分、国とそろえて町のほうでも上げてはおりますが、実際には先ほどお話ししたとおり、私たちに直接手当が今来ているというものではございません。

あと、今回大枠も7つあったものが5つに段階が少なくなっていますけれども、今まで市町村ごとにといいいますか、市ごととか、そういうことで区分けされていたものを県ごとに大きい大枠にそろえて、例えば何々市に行ったときに6万円だったものが、隣の市に行ったら3万円だとかというパターンもあったのですけれども、そういうことのないようにしましょうというふうな考え方で、大枠にして県単位のような形での区分に今回改正をされたという中身となっているものです。

あと支給額というのは、扶養手当についての支給額のあれですか、それとも給料全体……

(何事かの声)

総務課長 給料全体については、まず結論から言うと、皆さん増えることになります。目減りする人はございません。特に今回の給料改正については、若い世代の方が物すごくというか、あ

れですけれども、増えてございます。いわゆる私たちの年代はそれほどということの中身でございまして、私たちもまず減ることはないというような内容であります。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することにご決定しました。

続いて、日程第4、議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員と同様に期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分の合計0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明しますの

で、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の内容について説明いたします。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。第1条関係を説明いたします。第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、先ほど議決をいただきました一般職の職員と同様に、「100分の122.5」から「100分の127.5」とするものです。

第17条第2項、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合についても、一般職の職員と同様に、「100分の102.5」から「100分の107.5」とするものです。

次に、第2条関係について説明いたします。2 ページを御覧ください。第16条、会計年度任用職員の期末手当及び第17条、会計年度任用職員の勤勉手当については、先ほど説明しました第1条で改正する期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和7年度以降の6月、12月の支給割合が均等となるよう改めるものです。

第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当では、「100分の127.5」を「100分の125」に改めるものです。

第17条、会計年度任用職員の勤勉手当では、「100分の107.5」を「100分の105.0」に改めるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和6年12月1日から適用し、第2条の規定については令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原

案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定ください

ますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の内容について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の職員の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところであります。

今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、下回っているということで、先ほどご決定いただきましたように、期末手当及び勤勉手当合わせて0.1月分引き上げることとなりましたが、町長、副町長、教育長にあっては、勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分を期末手当で調整するための改正をしようとするものです。

第1条関係を説明いたします。1ページを御覧いただきたいと思います。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である「100分の122.5」を「100分の157.5」に読み替えて規定しているものを「100分の167.5」に改め、令和6年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2ページを御覧いただきたいと思います。第3条第2項、期末手当の支給割合について、令和7年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の162.5」に改め、年間で0.1月分引き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和6年12月1日から適用し、第2条の規定については令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明します。

1 ページを御覧ください。第1条関係を説明します。第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改め、令和6年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2 ページを御覧ください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、令和7年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の162.5」に改め、年間で0.1月分引き上げるものでございます。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和6年12月1日から適用し、第2条の規定については令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することと決定しました。

続いて、日程第7、議案第6号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止及び児童扶養手当法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。健康保険の被保険者証の廃止に伴い、第2条第8号及び3ページ、第9条から保険証の規定を削るものです。

1 ページに戻り、第4条第1項第1号及び第3号は、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項を第2条の4第2項第1号に、第2条の4第7項を第2条の4第6項に改めるものです。

次に、附則についてであります。3 ページを御覧ください。附則第1項で、施行日を公布の日からとし、第4条は令和6年11月1日から、第2条及び第9条は同年12月2日から適用するものです。

附則第2項では、経過措置として、この条例の適用日前の受療の扱いについては、改正前の条例の扱いによると定めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

普本歌織君。

3 番 今回の改正で、どのような人に、どんな影響があるのか教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の改正によりまして、子供、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費の給付の受給対象者に対しまして、これまで医療機関において、受給者証を見せる際に保険証と一緒に提示していたものを、医療機関で受給者証のみを見せることだけの改正になります。

議長 普本歌織君。

3 番 提案理由の後半の児童扶養手当法施行令の改正に伴う改正というところの影響はどうですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 児童扶養手当法の改正につきましては、これまで児童扶養手当の支給制限のほうの改正に伴いということで、医療費給付の支給制限が児童扶養手当の支給制限に準じて行われておりましたので、今回児童扶養手当の支給制限のほうの改正に伴い、条文が改正になったということでの改正になりますけれども、一部児童扶養手当法の支給の金額が、上限の金額が改正になっている関係もありますので、一部こちらのほうにも影響が出ているところになります。

議長 普本歌織君。

3 番 その影響がどのような影響なのかということをお聞きしたいです。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 児童扶養手当に関しましては、所得に応じて支給が全額支給になる方もいれば、一部支給が停止になる方もいらっしゃいます。その具体的な金額の中に、今回49万円なのが69万円に一部改正になったというところもありますので、少し上限の金額が上がっているところもありますので、それぞれの医療費給付を受けていらっしゃる方々の、妊産婦は関係ないのですが、独り親家庭等にそのような要件が、大本のほうの改正がありますので、

その部分が影響が出ているということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 通告はありませんが、討論がありますので、原案に賛成者の発言を許します。

普本歌織君。

3 番 この議案の改正理由の一つであるマイナンバーカードと保険証を一体化し、従来の保険証を廃止することは、いまだ多くの人が疑問や不安を持っています。今月2日で従来の保険証の新規発行が停止となりましたが、今手元にある保険証はいつまで使えるものか、マイナンバーカードは必ず取得しなければならないのかと、多くの方が混乱しています。

マイナンバーカードと保険証の一体化は今ある安定した国民皆保険の制度を根底から揺るがしており、従来の健康保険証存続を引き続き訴えるものですが、この条例の改正にあっては、所得制限の引上げなど、助かる人が増えるということですので、この条例改正には賛成します。

議長 ほかに討論のある方ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第6号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第7号
西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

条例の改正内容は、職員配置基準の改善を図るため、第29条において、満3歳以上満4歳に満たない児童については、おおむね20人につき1人の配置基準を、おおむね15人につき1人に改め、また満4歳以上の児童についてはおおむね30人につき1人の配置基準を、おおむね25人につき1人に改めるものです。

なお、このほかに職員の配置基準を定めている第31条、第44条、第47条においても同様の改正を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番　この改正によって、保育士1人当たりの子供の数が少なくなって、保育の条件がよくなるということによろしいですか。

議長　学務課長。

学務課長　お答えいたします。

家庭的保育事業につきましては、西和賀町で対象になる事業者はおりません。ですけれども、趣旨としてはそのとおりで、保育士の待遇改善が図られるということになります。大本の国のほうで、保育士の配置基準の見直しがありまして、それに伴ってこちらの家庭的保育事業のほ

うの改正も行うという内容です。該当になるのは、都市部の大きい事業所さんで、事業所内に保育所を設けたりする部分のところがあれば、該当する事業になってくるのかなと思います。

以上です。

議長　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号　西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第8号　西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第8号
西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。健康保険の被保険者証の廃止に伴い、第2条第2号及び第9条から保険証の規定を削るものです。

次に、附則についてであります。附則第1

項で施行日を公布の日からとし、令和6年12月2日から適用するものです。また、附則第2項では、経過措置として、この条例の適用日前の受療の取扱いについては、改正前の条例の取扱いによると定めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 この改正で、どんな人にどんな影響があるのか教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人医療費給付条例になりますので、老人医療費の給付の受給者証をお持ちの方が医療機関の窓口に行った際に、これまで保険証と併せて受給者証を提示しておりましたけれども、今回この改正により、受給者証のみの提示に改めるものになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。議案に反対者の発言を許します。

まず、普本歌織君より事前の反対通告がありますので、これを許します。

普本歌織君。

3番 この改正理由の一つであるマイナンバーカードと保険証を一体化し、従来の保険証を廃止することは、いまだに多くの人が疑問や不安を持っていることでもあります。マイナンバーカードと保険証の一体化は多くの方の混乱を招き、今ある安定した国民皆保険の制度を根底から揺るがしており、従来の保険証存続を引き続き訴え、反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第8号 西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第9号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町の道路占用料は、道路法第39条の規定により、道路管理者が占用料を徴収することができるとされております。

今回の改正は、岩手県の道路占用料徴収条例が改正されたことを受け、岩手県に準じ、町の道路占用料徴収条例の見直しを行うもので、改正の内容については、1ページから6ページの別表のとおりとし、条例の施行日を令和7年4月1日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が新たに拘束刑として単一化されることから、関係条例の整理をしようとするものです。

改正する条例を第1条から第4条とし、4本の条例をまとめて改正し、令和7年6月1日から施行しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

1ページを御覧ください。第1条の西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、第20条の2、第3号及び第4号、2ページの第20条の3、第1項第1号、

第3項第1号の「禁錮」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものです。

第2条、西和賀町自然環境保全条例の一部を改正する条例については、3ページを御覧いただきたいと思います。第5章、罰則の第25条及び第26条の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものです。

第3条、西和賀町消防団条例の一部を改正する条例については、第5条、欠格条件の第1号の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第4条の西和賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、4ページを御覧ください。第6章、罰則の第53条、第54条及び第55条の「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項で施行日を令和7年6月1日とし、附則第2項から第5項までは経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は補正予算等を審議する予定ですので、よろしくお願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時11分 散 会